平成２２年（フ）第２７７号
宮城県名取市飯野坂２丁目３番19―101号　キャッスルコーポ
債務者　小原　　馨
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
宮城県名取市飯野坂２丁目３番19―101号　キャッスルコーポ
債務者　小原　潤子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
宮城県気仙沼市滝の入４番地33号
債務者　紺野　正子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３５号
福島県南会津郡南会津町田島字寺前甲2892番地１
債務者　渡部　泰典
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
福島県会津若松市扇町85番地の９　メゾンドゆう102号、住民票上の住所福島県会津若松市扇町71番地の14
債務者　栗田　裕之
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
水戸市笠原町1618番地の５、旧住所栃木県芳賀郡益子町大字前沢465番地15
債務者　益子　元宏
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
茨城県笠間市安居下平3140―１　グループホームかしの木笠間、住民票上の住所茨城県鉾田市造谷774番地
債務者　久保田之子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
茨城県水戸市元吉田町902番地　吉田ヶ丘ハイツＣ棟103号
債務者　大塚　利男
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
茨城県鉾田市樅山497　コミュニティケアセンター樅山、住民票上の住所茨城県鉾田市柏熊1001番地１
債務者　寺沼　章一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
茨城県水戸市若宮１丁目７番27棟303号　県営若宮アパート
債務者　郡司　正雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
茨城県久慈郡大子町大字高柴3798番地
債務者　鴨志田愛子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
埼玉県三郷市半田418エフローレ新三郷216―312号、住民票上の住所茨城県牛久市久野町692番地
債務者　神戸恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
茨城県北相馬郡利根町大字布川1640番地２
債務者　野田　藤代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
茨城県取手市小文間3721番地　大利根住宅47号
債務者　渡辺　　將
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
茨城県龍ケ崎市大塚町2449番地
債務者　大内　優花
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
茨城県稲敷市時崎263番地９、申立時の住所茨城県稲敷市江戸崎甲4344番地164
債務者　戸村　英司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
茨城県稲敷市時崎263番地９、申立時の住所茨城県稲敷市江戸崎甲4344番地164
債務者　戸村久美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係